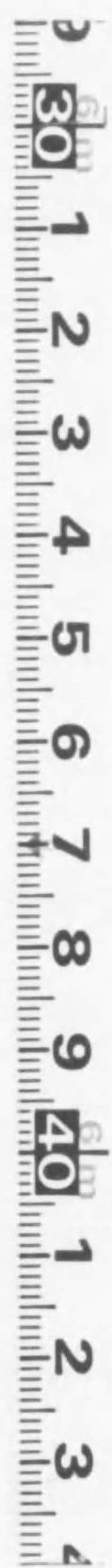


宮城縣立圖書館要覽

278-26



•1200501360324•



始



目次

宮城縣立圖書館要覽

同館

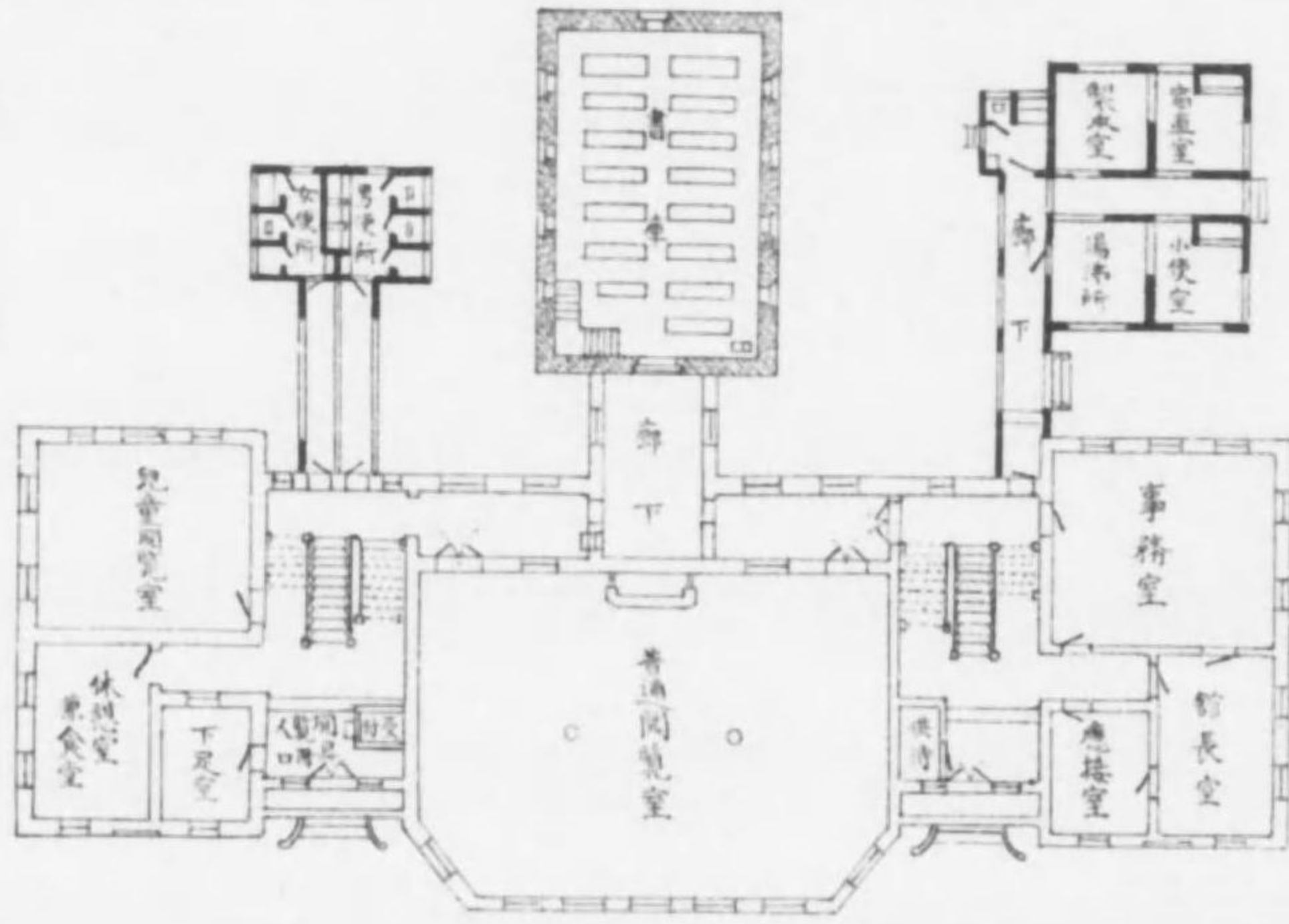
寄贈本

目次

口繪	九
沿革	九
建築及設備の概況	九
藏書	一七
閱覽成績	一八
巡回文庫	二〇
創立以降諸統計表	二一
宮城縣立圖書館々則	二四
宮城縣立圖書館規程	三五
宮城縣立圖書館長職務章程	三六
宮城縣立圖書館處務細則	細則一

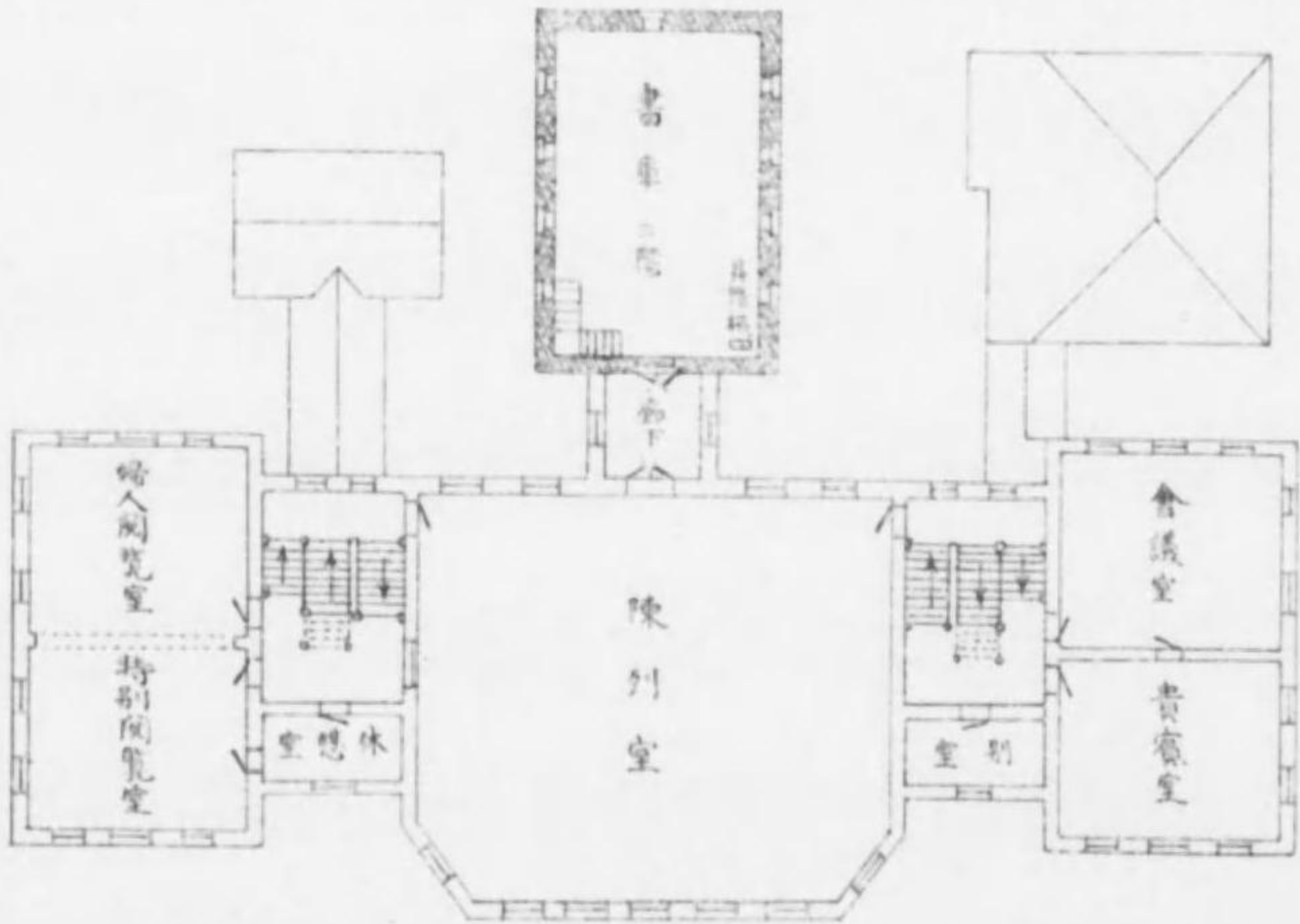
大正 2. 3. 22 寄贈

階下平面圖



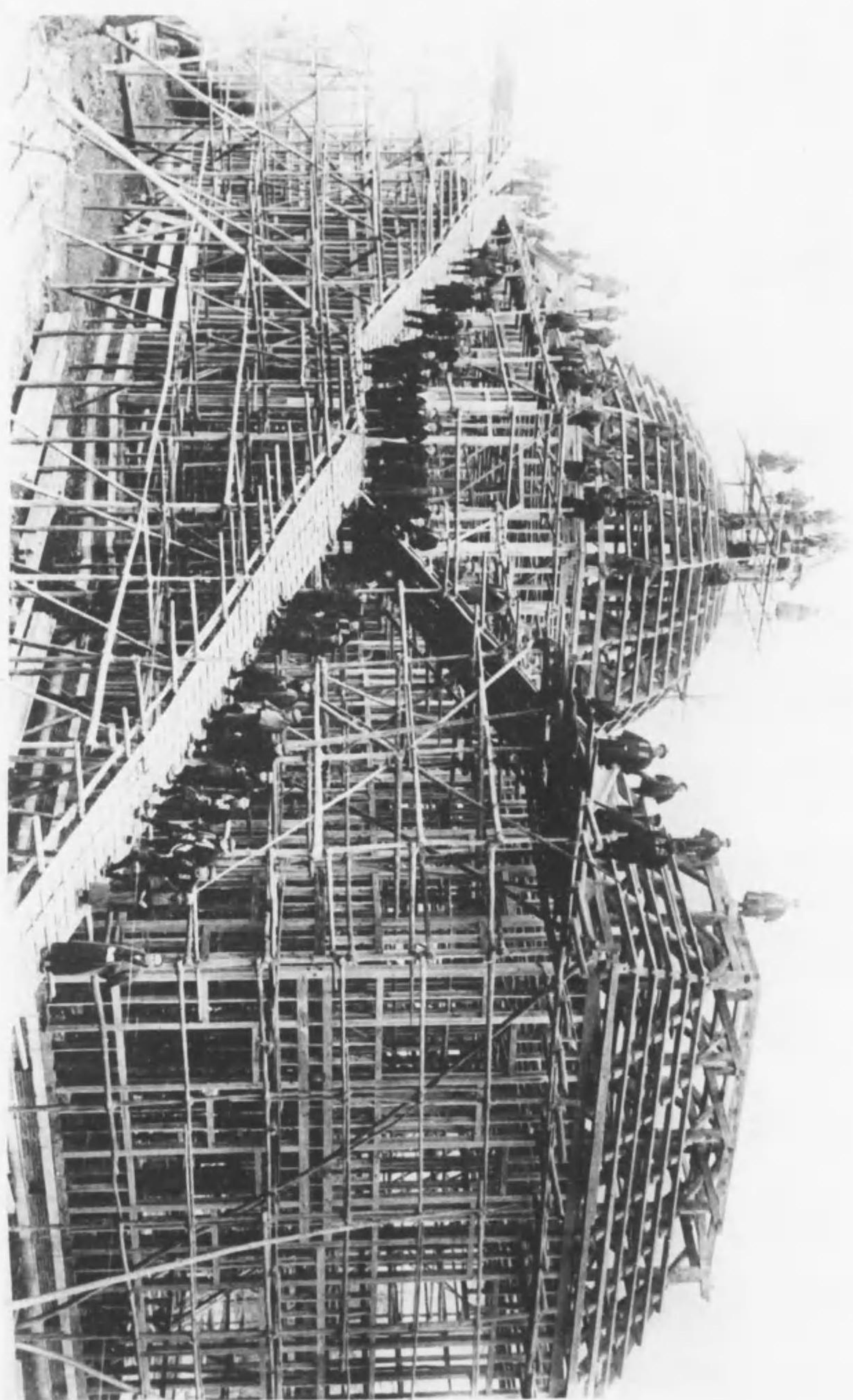
宮城縣立圖書館建築平面圖

階上平面圖



縮尺五百分之一

上棟式



上 輪 左

正面全景

五 函 全 集



普通閱覽室

兒童閱覽室

普通閱覽室

兒童閱覽室



普
眾
閱
覽
室



兒
童
閱
覽
室

舊館正面全景

舊館普通閱覽室

舊館正面全景

舊館普通閱覽室



舊前正門全景



舊前普讀閱覽室

宮城縣立圖書館要覽

沿革

本館は明治十四年創めて設置せらる然れども其起原を釋ぬるときは幾多涓々の細流溪間を縈りて河川に入り終に洋々たる巨江を爲すが如く其淵源は遠く仙臺藩養賢堂書庫、青柳文庫、龍寶寺文庫等に濫觴せんばあらず蓋し是等の書庫、文庫は維新廢藩と共に廢絶して痕跡を留むるものなく其藏書も亦多くは散逸せりと雖も仍ほ斷編索簡の市内各所に殘存するものあり且つ立藩の時代より讀書の習性地方人士の間に流露するものあるを以て自ら圖書閱覽所公開の氣運を催進し縣立師範學校の設置せらるゝや官私の圖書類を聚めて師範學校に移し同校附屬書籍となし明治十二年時の校長和久正辰同校附屬の書籍庫を其儘公開して一般人士に閱覽せしめんことを企て縣立書籍館創設の事を當局者に謀りしに時の縣令松平正直大に之を贊せしかば提出の建議忽ち採用せられ遂に明治十四年宮城書籍館を創設せられ其七月職制及事務章程の發布を

見るに至れり同月廿五日松平縣令和達書記官臨場して開館式を擧げらる是實に今を距ること三十有三年前の事にして我國圖書館の數極めて寥々晨星の如き時代なりき

當時未だ館舎の設けなく假に師範學校内に於て事務を取扱ひ同校書籍庫を以て書庫及事務室に充て講堂を閱覽室に用ゐたり圖書は師範學校、中學校及縣廳所管のものを移して閱覽の用に供せしが其大部分は養賢堂、青柳文庫等舊圖書館の所藏にして散逸を免れたるものなりき

同年八月參議松方内務卿來館せらる

明治十五年四月館長林通退職し本縣屬山田眞雄館長を命せらる○八月館長山田眞雄退職本縣師範學校長和久正辰館長兼務を命せらる○同月職制及事務章程を改定せらる○九月新に圖書帶出の制を設く○十月參議西郷農商務卿來館せらる

明治十七年二月館長和久正辰退職し本縣師範學校教諭渡邊久馬八館長代理を命せらる○十月土方内務大輔來館せらる○十一月山縣内務卿來館せらる

明治十八年七月米田萬里小路兩侍從來館せらる○同月館長代理渡邊久馬八退職し本縣師範學校長秋山恒太郎館長兼務を命せらる

明治廿年十月森文部大臣來館せらる

明治廿一年三月渡邊大學總長來館せらる○五月館長秋山恒太郎退職し本縣師範學校長渡邊尙一郎館長兼務を命せらる

明治廿五年四月館長渡邊尙一郎退職し本縣屬高岡松郎館長心得を命せらる○六月館長心得高岡松郎退職し本縣尋常中學校長大槻文彦館長に任せらる○十二月舊本縣師範學校々舎に修繕を加へ移轉すべき命あり

明治廿六年一月移轉を了す即ち尙當臺通の館舎にして爾後明治四十四年迄使用せしもの是なり建坪九十二坪其の主なる部分は閱覽室三十八坪書庫十二坪事務室及圖書室二十坪等なり

明治廿七年物置一棟を新築す

明治廿八年九月舊師範學校附屬小學校々舎一棟東西十間南北四間のもの本館所屬に指定せらる○十月敷地七百七十二坪本館所屬に指定せらる○十二月

館長大槻文彦退職し本縣屬高岡松郎館長代理を命せらる

明治卅年六月本縣より明治廿七八年戦役の戦利品三百余點を交附せらる之を本館一部の建物に陳列して衆庶の縦覽に供することとなせり○七月館長代理高岡松郎館長を命せらる○九月館長高岡松郎退職し本縣屬半田卯内館長を命せらる

明治卅一年十月本縣より北隣地七坪を交附せらる

明治卅二年八月敷地七坪及物置一棟を本縣より交附せらる○九月館長半田卯内退職し本縣屬大森拙藏館長を命せらる○十一月勅令四百二十九號を以て圖書館令を發布せらる

明治卅三年十月四十八坪餘の土地を本館敷地に編入せらる於是本館敷地は八百三十六坪建物百四十五坪を有するに至る○十二月館長大森拙藏退職し本縣屬大立目克諧館長に任せらる

明治卅四年二月物置一棟物産陳列場所屬に轉換せらる○五月菊地大學總長來館せらる

明治卅六年三月館則を改正せられ四月より夜間閱覽を開始す○八月館長大立目克諧退職し本縣視學官野田藤馬館長兼務を命せらる○十月主館を修繕し建坪三坪を増せり○十二月戦利品陳列場を廢し其室を用ゐて新に特別閱覽室及婦人閱覽室を設け從來の閱覽室を以て普通閱覽人及男兒童閱覽室に充てたり

明治卅九年六月館長野田藤馬退職し本縣屬嶺岸大力館長に任せらる○勅令第二百七十四號を以て圖書館令を改正せらる

明治四十年二月事務用圖書目錄をカード式に改む○四月圖書館令に基き館名を宮城縣立圖書館と改む○この年新に圖書館調査費を経費の中に加へらる○九月外國語學校教授伊東平藏に顧問を囑托し各般の改良に着手す○七月館長嶺岸大力退職し本縣事務官下條幸次郎館長事務取扱を命せらる

明治四十一年七月新に司書を置く○四月館長下條幸次郎退職し本縣事務官相良步館長事務取扱を命せらる○十月館長事務取扱相良步退職し本縣事務官山村辨之助館長事務取扱を命せらる○社會の進歩と本館の發達とにより閱覽

者漸次増加しこの頃に至りては閲覧室、書庫共に狹隘を告ぐるに至りしを以て改築の議起る

明治四十二年二月縣令を以て館則を改定せられ巡回文庫の規定を加へらる
○四月巡回文庫取扱手續を定め同月より各郡に文庫送付を開始す○七月縣令第二十九號を以て職制を定めらる○八月小學校の夏期休業に際し仙臺市東二番丁小學校及亶理郡亶理小學校に兒童用書類を貸付し短期の兒童圖書館を開けり○十月小松原文部大臣來館閲覧の狀況等を視察せらる○從來本館に於て閲覧特許票を各方面の官衙、學校、有志者等に贈與し閲覧の便に供せしがこの年更に市内公私立中等學校の優等生徒を加へ學生獎學の資となせり

明治四十三年一月仙臺考古會と謀り地理書展覽會を催す本館所藏のものとし諸官衙學校有志の出陳を合せて千數百冊に達せり○二月市有志の舊青柳文庫碑を本館構内に再建するに際し舊青柳館本の展覽會を催し六百數十冊を出陳して其目錄を頒てり○二月文部大臣の訓令に基き本縣訓令を以て圖書館設立に關する注意事項を發布せらる○十月本縣豪農齋藤善右衛門圖書館建築費

として五万圓の寄付を願出で當局の許可を得たり四十一年以來の本館改築計畫漸く熟し此の寄附金を基礎として豫算を編成し顧問伊東平藏大體の室割をなし本縣土木課に於て設計製圖に着手せり

明治四十四年新築設計の考案成り工事開始の期も近つけるを以て六月縣會議事堂に移り同所に於て假に閲覧を開始せしも同建物の狹隘なると夜間點燈の設備を缺くを以て兒童の閲覧と夜間の閲覧とを中止するの止むなきに至れり○七月館舎の大部を拂下げ尋て新築の工事に着手せり○八月市内各小學校と協議し本館の兒童用圖書千百余冊を巡回文庫組織にて各學校に貸付し各學校に於て兒童圖書館を開かしめ夏期休業一箇月間に約三万の兒童をして四万余冊の圖書を閲覧せしめたり○十月館長事務取扱山村辨之助轉地療養につき本縣事務官補古宇田品臨時館長事務取扱を命せらる○十月縣會召集につき舊宮城病院內醫學專門學校講義室に移り同室に於て閲覧を開始す○十二月市内三小學校の希望により兒童用圖書若干冊を巡回文庫組織にて三小學校に送付し兒童圖書館を開かしめ翌年七月に至りて止む

明治四十五年二月新築館舎上棟式を行ふ○同月本縣立高等女學校の希望により同校寄宿舎に圖書若干を常時貸付するとなせり○四月再び縣會議事堂に移り同所に於て閲覽を開始す○六月館長事務取扱山村辨之助退職○七月本縣事務官古宇田品館長事務取扱を命ぜらる

大正元年十一月新築館舎落成せるを以て土木課より引繼を受け同月新館に移る○十二月新館に於て閲覽を開始す

大正二年二月縣令を以て館則及職務規程を改正せらる○同月新に處務細則を制定し巡回文庫取扱手續を改む
之を本館創設以還沿革の概要とす

建築及設備の概要

位置 本館は仙臺市勾當臺通にありて正門を定禪寺通に開く北は物産陳列場と接し東は衛戍病院に隣す位置略市の中心に當り各方面よりの來館者に便なり敷地は約一千八百八十餘坪にして建坪二百九十九坪余なり

建築 新築工事の設計者は前本縣技師比田孝一技術師山添喜三郎技術手我妻駒之進にして明治四十四年六月工事に着手し土木課長中村悌一郎の指揮の下に技術手兒玉儀藏監督の任に當り大正元年十月竣工せり建築請負者は仙臺市佐藤昌治なり

新築の建物は主館一棟左右翼家各一棟書庫一棟附屬家五棟及渡廊下二箇所にして南面せる主館を中心とし左右翼家を對稱的に書庫附屬家を其北に配置せり

構造 主館屋上塔棟までの高さ七十一尺避雷針六尺八寸總高さ七十七尺八寸左右翼軒の高さ地盤より三十五尺五寸なり基礎は栗石混凝土を以て作り

腰通りは花崗岩及煉瓦を以て築造せり屋根は主館の下屋根上屋根八角形丸屋根等は亜鉛板を以て葺き上部八角塔其他はスレート葺となし外部は色ペンキを塗れり

主館 は二層より成り正面に位し前面隅切形にして軒下に宮城縣圖書館の六字を現はせる鑄鐵額面を掲ぐ文字は巴溪佐々木舜永の揮毫する所なり

普通閱覽室 は即ちその下層にして長さ十間幅六間半なる八角の隅切形をなし面積六十三坪二合なり北側は廊下にして出入口は自在戸を建込み床面にはリノリウムを敷く周壁は卵黄色の漆喰塗にして腰通は羽目板を廻らせり窓は南北の兩側にありて其數九其の内法高さ十尺幅五尺光線の射入充分なりこれに茶褐色の左右引分窓掛を付す天井は打出鋼鐵板張にして六箇の中心飾を存す各中心飾にはサンデリヤを裝置しこれに三箇の電燈を付す電燈燭數九百これに貸付臺上及周壁に取付けたる七箇の瓦斯燈の燭數を加ふれば室内の光度約千二百燭一坪二十燭に當り夜間の閱覽更に遺憾なし室の北面中央に貸付臺ありその右側には新着圖書展列棚左側には辭書棚を配置し辭書の多くは貸

付の手續を省略し隨意閱覽せしむ室の西部に分類及書名のカード目錄函を置き圖書檢索の處となすまた東面の壁の上部には伊達政宗の畫像を掲ぐ武田文太夫の描寫する所なり其下に各種の地圖を掛け閱覽者の便に供せりこの室には五尺の卓子三十二脚を排列し定員を百二十八名とす館内の閱覽人用卓子は縣下鍛冶屋澤製材所の檜材を用ゐて仙臺工業研究所の製作する所カード目錄箱及椅子は鶴屋丹野忠五郎の製作に係る

博物陳列室 は主館の上層にして長十間幅八間面積七十八坪二合なり床は松の柁板張にして亞麻仁油を塗り天井は蛇腹及組縁付漆喰塗周壁腰通は羽目板を張り南面の窓數は普通閱覽室に同じく北面中央には書庫三階に通ずる出入口及屋上八角塔に登る設備をなせりこの室には長さ六尺高さ六尺の陳列棚二十四箇及覗戸棚八箇を備へて博物を排列し公衆の縦覽に供する豫定なり

右翼家 は二層より成り一層の南端は閱覽・入昇降口にして花崗石の石段を築き其の内部は昇降室・受付室・下足室の三室とす受付室は床張にして昇降室及下足室は人造大理石を敷き大階段室と昇降室との境界は柵を以てしこれに出

口、入口を設くこの柵は必要に應じ取り放すことを得る装置をなせり

休憩室 は大階段室左方廊下の端にあり其面積十坪五合卓子、椅子等を設けて閲覧人の休憩食事の處となす

兒童閱覽室 は休憩室の北に接す長五間巾四間面積二十坪西北の両面に窓を有し床面にはリノリウムを敷き室の東壁に接して書棚三箇を置きこれに兒童用書を排列し其前に貸付席を設く又南壁には枱を付して常に額面を掲ぐるに便せり入口の傍には手洗器を設け出入の兒童をして顔、手等を洗はしむこの室には六尺の卓子九脚を排列して五十四人の兒童を收容する設備をなせり

西階段室 は四層より成り一層より三層に至る迄樺材を以て巾六尺の階段を造り第一層は昇降口の正面に當り右すれば普通閱覽室及男子便所に至り左すれば兒童室及婦人便所に至る二層は中段踊場に用ひ階段を右方に設け三層は婦人閱覽室及特別閱覽室に通ずる廊下にして左方に階段を設け四層は博物陳列室に通ずる廊下となしたり

特別閱覽室 は二層にありて長五間巾三間半面積十七坪五合床面にはリノ

リウムを敷き天井は打出鋼鐵板張にして中心飾にサンデリヤを装置し三箇の電球を付し周壁には瓦斯燈を取付く窓は南西兩面にありてスプリング付ブラインドを装置す排列する所の卓子六脚二十四人を容るべし

婦人閱覽室 は特別閱覽室の北に接す長五間巾四間面積二十坪にして卓子六脚を排列し二十四人を以て定員となすこの室に婦人専用のカード目錄函を置く室の構造装置特別閱覽室に同じこの室と特別閱覽室との界は屏風式の板戸にしてこれを取放せば三十七坪半の一室となり通俗講談會等を催す室に備ふ

特別休憩室 は特別閱覽室の東方半面に接する室にして長十八尺巾十尺面積五坪床面にリノリウムを敷き楕圓形卓子及椅子等を備へて特別閲覧人の休憩食事の用に充つ

左翼家 左翼家も右翼家と同じく二層より成り一層の南端は來賓及職員の昇降口にして右翼家と同様の石段を築き其の内部に昇降室及供待室あり兩室とも人造大理石を敷く

應接室 は昇降室より階段室に昇りて東方にあり方二間半にして面積六坪二合五勺天井は大格子形額縁及蛇腹付の卵黄色漆喰塗にして床面にはリノリウムを敷くこの室に楕圓卓子及椅子、帽子掛等を備ふ

館長室 は應接室の東に接す長三間半巾二間半面積八坪七合五勺にして裝飾は應接室に同じ

事務室 は館長室の北に接す長五間巾四間面積二十坪天井は周圍蛇腹付漆喰塗にして腰通羽目板張とし床は松柱細板を以て張り亞麻仁油を塗る西北の一隅に電話機及電鈴表示器を装置す

東階段室 は四層より成り材料及構造總て西階段室に同じ右方は事務室館長室、應接室、附屬家に通じ左方は普通閱覽室及書庫に通行の廊下に通す三層中段踊場の東に貴賓室、會議室の二室南に休憩室あり

貴賓室 は二層にあり長五間巾三間半面積十七坪五合床面にはリノリウムを敷き天井は打出鋼鐵板を張り其の中心飾には百燭のアーケ瓦斯燈を取付く周壁は卵黄色漆喰塗にして腰通の羽目板張は化粧縁付になせり東南兩面の窓

及出入口は緞張を以て裝飾し館内には楕圓形及圓形の卓子各一脚皮張椅子七脚、珈琲卓子、帽子掛等を備ふ

會議室 は貴賓室の北に接す長五間巾四間面積二十坪床面、周壁等は貴賓室同じく天井は周圍三尺通り額縁付木製にして中央漆喰塗中心飾二箇にはサンデリヤを装置し電球を付す腰通は羽目板を以て裝飾せりこの室には長六尺幅一尺四寸の卓子八脚を接續して楕圓形をなせるあり

休憩室 は貴賓室の西方に接し長さ三間巾十尺面積五坪にして室内の裝飾及設備は總て特別休憩室に同じ

書庫 は三層の煉瓦造にして主館の北方にあり南北三十九尺東西二十七尺面積二十九坪二合五勺基礎は地下五尺乃至九尺まで掘下げ砂利層堅磐を根切底としこれに割栗石突入地固めをなし其上幅五尺厚二尺の混凝土層を作り其上に一尺一寸丈け焼過煉瓦を以て積み上げ軒の高さは地磐より三十三尺六寸にして煉瓦及石材を以て築造し内部は漆喰塗とし屋根は木造方形造りにして厚さ五寸の土居塗の上に特製の瓦を葺く各層東西の兩面には四箇宛北面に

は一箇の窓を開く出入口は南側にあり第一層は廊下を以て普通閲覧室の貸付席に通すこの廊下には新聞雜誌棚を配置し又全館電燈の配電盤あり第三層は博物陳列室に通じ第二層の廊下は消毒室となしフォルマリン瓦斯消毒器を備へて圖書を消毒する所とせり此等の窓及出入口には盡く大野式防火鐵扉を付し出入口は特に二重鐵扉となせり一層の床は鐵筋混凝土耐火造とし二三層は工形鋼鐵梁を用ひ其他は木材を以て張り詰め西南隅に屈曲階段を設け東南隅には昇降機を装置せりこの書庫に排列せる書架總數四十二每層十四にして中央に約三尺の通路を存してこれを二列に排列せり書架は栗材を用ひ両面にして長さ九尺高さ六尺幅に三種の別あり一尺五寸より二尺八寸に至る貴重圖書收藏の者は特に金網戸を付せり

附屬家 は平家建木造瓦葺にして東階段室の北廊下より至る室の數四あり其面積各四坪其南端は湯沸室にして蒸汽湯沸器瓦斯竈を備へ冬期は蒸汽夏期は瓦斯を用ひて湯を沸すの用に充つ同室の東は小使室にてこの兩室の北廊下を隔てて存せる兩室は宿直室及製本室なり製本室の西方には職員便所あり

汽罐室 主館の西北にあり木造にして屋根は亞鉛引鐵板葺とし室内に汽罐二臺を据付けそれに準じて各種の機械を設備せり館内各室にはバーフェクショナル型或はオッフイシャルウォール型の放熱器を装置しこの室より蒸汽を通じて室を暖む又湯沸室の湯沸器普通閲覧室入口前兒童室休憩室事務室便所等の手洗器等にも蒸汽を通じて湯沸温水の便を計れり

前記諸室の外に左翼家の東北には物置及外便所各一棟あり主館の北には閲覧人便所あり又右翼家の西の木造スレート葺一棟は新聞閲覧室及賣店に用ふる豫定なり

電燈及瓦斯燈 各閲覧室書庫其他各室にはサンデリヤブラケット或はコードによりて電燈を装置し又夜間に使用する諸室にはアーク燈ペンダントブラケットによりて瓦斯燈を備へたり

藏書

明治十四年本館創立の際は藏書數一万七千六百八十二冊なりしが漸次増加

して明治四十三年度末には六万五千五百十四冊に達し明治四十四年度に於て購入、寄贈、交附により増加せるもの二千七百十九冊を加へて同年度末には藏書數六万八千二百三十三冊となれり之を大別すれば左の如し

和漢書	五万三千四百五十一冊
洋書	一千五百五十六冊
雜誌	一万一千二百二冊
新聞	一千百八十七冊
官報、縣報、職員錄、法令全書	八百三十七冊

閱覽成績

明治十四年創立の際には閱覽人員一日平均三十七、閱覽冊數六十六なりしが當時は我國圖書館として見るべきもの數指を屈するに過ぎざるの時にして爾後數年の閱覽成績は帝國圖書館を除きては大坂、徳嶋等の書籍館と伯仲し時に全國首位の好成績を挙げたることあり閱覽人員一万を超へたるは明治十七年に

して開館後十年後の明治二十四年には閱覽人員一万三千二十二、閱覽冊數四万二千二百六十に上りたり明治三十六年に至り夜間閱覽を始め特別閱覽室、婦人閱覽室を開きしがこれより閱覽者頓に激増し同年閱覽人四万五百二十二、閱覽冊數十二万七千九の多きを見るに至れり其後四十一年に至りて館内の整頓行はれて閱覽成績愈良好に赴き同年の閱覽人員六万九千六百五十八、閱覽冊數十六万八千三十二の多きに進みたり明治四十四年度は本館建築中なりしを以て屢次閱覽所を移動し且つ夜館閱覽及兒童の閱覽を休止せるを以て閱覽人員五万六千四百二、閱覽冊數十五万二千三十四に減じたり新築館舎落成して閱覽を開始せしは大正元年十二月九日なるがこれより大正二年二月三日に至る開館四十七日間の成績を見るに閱覽人員一万八千五百九十二にして閱覽冊數四万四千四百九十八一日平均三百九十六人、九百四十七冊に當る

開館以來明治四十四年度に至る三十一年間の成績を通覽するに開館日數一万三百七十六、閱覽人員七十二万八千五百五十四、閱覽冊數百九十五万一千五百九十にして一日平均七十人、百八十八冊に當れり而してその貸付圖書總數に本

縣が其間支出せる三万七千八百八十五圓の經費を配當すれば一冊閲覽の價僅かに一錢九厘に當れり

巡回文庫

明治四十二年二月本館館則改正せられ新に巡回文庫の制度を附設せられしにより同年四月其取扱手續を制定し同月文庫を加美、牡鹿、本吉、遠田の四郡に分送し爾後引續き各郡に及ぼし八月に至るまで十三郡に送付せり之を第一回送付となす翌四十三年度に入りては更に三郡を加へ縣下の各郡總て文庫の普及を見るに至れり而して其成績は逐年良好に向ひ明治四十四年度に於ては閲覽人員十萬を超わ閲覽冊數殆んど十一萬に及ぶ各郡に於ける閲覽所も漸次増加せられ最近に於ては各郡を通じ七十五箇所を算するに至れり

巡回文庫成績表

年 度	廻付庫數	廻付冊數	開庫日數	閲覽人員	閲覽冊數	一郡平均 閲覽人員	一郡平均 閲覽冊數
明治四十二年	五	五、八七六	三、二七	七、三九〇	七、五八七	五、六八九	五、八三六

同 四十三年	六三	七、〇六〇	四、一五九	八、九二七	九、〇六七	五、五八〇	五、六六三
同 四十四年	六五	七、四三八	四、六四九	一〇、四八九	一〇、九〇二	六、五五三	六、八一四
累 計	一七九	二〇、三七四	一、一九五	二六、八〇八	二七、五〇四		

創立以降諸統計表

年 度	開館日數	閲覽人員	閲覽冊數	壹 日 平 均		藏書數	經 費
				閲覽人員	閲覽冊數		
明治十四年	一五六	五、七八六	一〇、二七五	三七	六六	一七、六八二	三、六三
同 十五年	二九四	七、五六七	一六、一一九	二六	五五	一八、四六五	八、六一
同 十六年	三三三	八、八二五	一九、〇〇〇	二七	五九	一八、八九二	六、七五
同 十七年	三三三	一、二八五	二四、五七七	四一	七九	二〇、〇一〇	六、〇九
同 十八年	三三九	二、五九三	三六、六五七	八一	一二	二〇、七三二	四、四八
同 十九年	三〇三	一、三、七九二	三六、一四九	七九	二九	二一、六〇二	五、九六
同 二十年	三〇六	八、八八七	二、三、一七五	二九	七六	二二、一三七	五、九六

明治二十一年	三〇四	一〇,二四九	二六,七九〇	三四	八八	三三,〇九三	五六三
同 二十二年	三〇五	一一,七六六	三四,八六〇	三九	一一四	二四,四〇六	五六三
同 二十三年	三〇一	一二,六三三	四〇,九五〇	四二	一三六	二五,〇八一	五七七
同 二十四年	三〇五	一三,〇三二	四二,二六〇	四三	一三九	二六,〇九八	五七〇
同 二十五年	三二八	九,六三四	二九,九一〇	四二	一三一	二六,五二八	六五五
同 二十六年	三〇五	九,〇五八	二〇,九一八	三〇	六九	二七,三六八	七四〇
同 二十七年	二九二	八,九二七	二三,〇〇八	三二	七九	二八,二四八	六六一
同 二十八年	三二〇	九,一六五	三三,〇八八	三〇	一〇七	二九,四二一	五九六
同 二十九年	三二〇	八,五六五	二〇,一一一	二七	六三	三〇,一〇三	七八五
同 三十年	三二〇	八,四六五	二三,六一八	二七	七六	三〇,六六九	六七〇
同 三十一年	三二〇	九,四五六	二六,〇一九	三二	八六	三一,六一五	八八一
同 三十二年	三二〇	九,四五五	二六,九〇五	三二	八七	三三,八八三	八四七
同 三十三年	三〇八	八,五七八	二六,一六一	二八	八五	三七,三七九	一,〇一〇

同 三十四年	三二一	一一,二二五	三三,八四八	三六	一〇九	三八,八五三	一,〇三三
同 三十五年	三二〇	一七,一三一	四八,八五〇	五五	一五八	三九,三三二	一,二六八
同 三十六年	三二五	四〇,五二二	一一〇,七〇九	二五	三七二	四三,九四八	一,五四二
同 三十七年	三二九	四〇,八七三	一二九,七五八	二四	三九四	四七,一六八	二,〇八一
同 三十八年	三二七	三六,四二七	九八,四八七	二二	三〇二	四八,五六二	一,九二二
同 三十九年	三二六	四〇,五二八	一一〇,八九四	二四	三四〇	五〇,七二九	一,七七五
同 四十年	三二九	三五,〇八五	一二三,八四四	一七	三四六	五一,七六四	二,三〇二
同 四十一年	三二八	六九,六五六	一六八,〇三二	二二	五二二	五四,五六〇	二,六八一
同 四十二年	三二五	七六,七二三	一九二,九一九	二四	六二二	五七,一三六	三,一三九
同 四十三年	三二八	八二,三九三	二二九,六三五	二四	七〇〇	六五,五二四	三,二二二
同 四十四年	三二七	五六,四〇二	一五二,〇三四	一七	四六五	六八,二二三	三,二二〇
累 計	一〇,三七六	七二八,五五四	一,九五一,五九〇	七〇	一八八	六八,二二三	三七,一八五

宮城縣立圖書館館則

第一章 總 則

第一條 本館ハ内外古今ノ圖書ヲ蒐集保存シ以テ公衆ノ閱覽ニ供ス

第二條 本館開館時間左ノ如シ但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ

二月 午前九時ヨリ午後十時マテ

自三月 午前八時ヨリ午後十時マテ

十一月 午前九時ヨリ午後十時マテ

兒童閱覽室及博物陳列室ノ閉鎖時限ハ別ニ之ヲ定ム

第三條 定期休館日左ノ如シ但臨時休館日ハ其ノ都度之ヲ定ム

歲首 一月一日ヨリ一月五日マテ

紀元節

天長節

創立紀念日 七月二十五日

館内掃除日 毎月末日

曝書期 十、十一月中凡十日間

歲末 十二月二十八日ヨリ同月三十一日マテ

第四條 年齢七歳未満ノ兒童又ハ館内ノ秩序ヲ紊シ若クハ靜肅ヲ害スル虞アリト認メタル者ハ入館ヲ許サス

第五條 本館ニ功勞アル者又ハ館長ニ於テ適當ナリト認メタル者ニハ優待券ヲ贈與スルコトアルヘシ

第六條 優待券ヲ有スル者及館長ノ特許ヲ得タル者ハ特別閱覽室ニ於テ圖書ヲ閱覽スルコトヲ得

第七條 圖書ノ携出ニ關シテ優待券ハ携出券ト同一ノ効力ヲ有ス

第八條 借覽中圖書ヲ亡失又ハ汚損シタル者ハ館長ノ指定ニ從ヒ現品若クハ相當ノ代金ヲ以テ之ヲ辨償セシム

前項辨償ノ義務ヲ了セサル間ハ本館ノ圖書ヲ借覽スルコトヲ許サス

第九條 本館ノ規定ニ違背シタル者又ハ館員ノ指示ニ從ハサル者ハ退館セシ

宮城縣立圖書館館則

二五

メ其ノ情狀ニ依リ期限ヲ定メ入館ヲ禁スルコトアルヘシ

第二章 圖書閱覽

第九條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ閱覽票ニ指定ノ事項ヲ記入シ圖書ヲ借受ケ退館ノトキ之ヲ返納スヘシ

第十條 同時ニ閱覽スルコトヲ得ヘキ圖書冊數ハ左ノ定限内トス

甲種優待券ヲ有スル者 冊數ニ制限ナシ

乙種優待券ヲ有スル者 五種 洋和裝 十五冊

普通閱覽者 三種 洋和裝 九冊

兒童 一種 一冊

前項圖書ノ冊數ハ和洋併借スル場合ハ和裝三冊ヲ以テ洋裝一冊ニ算ス

第十一條 圖書ノ閱覽ハ年齡十二歳未滿ノ者ニ在リテハ兒童閱覽室其ノ他ノ者ニ在リテハ普通閱覽室ニ於テスヘシ

第十二條 閱覽室ニ於テハ靜肅ヲ旨トシ音讀談話又ハ喫煙ヲ許サス

第三章 圖書携出

第十三條 本館所藏ノ圖書ヲ携出借覽セムトスル者ハ圖書携出券ノ交付ヲ請求スヘシ

第十四條 圖書携出券ノ交付ヲ請求シ得ル者ハ本縣内ニ住居シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者タルヘシ

一 官公立學校職員又ハ官公吏

二 直接國稅年額參圓以上ヲ納ムル成年者

三 前二號ノ資格ヲ有セサル者及年齡十五歳以上ノ未成年者ニシテ、仙臺市ニ住所ヲ有シ直接國稅年額參圓以上ヲ納ムル成年者ヲ保證人ニ定メタル者

第十五條 圖書携出券ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ携出閱覽料、印鑑及第二號書式ノ證書ヲ添ヘ第一號書式ノ願書ヲ館長ニ差出スヘシ但シ前第一號ニ該當スル者ハ證書中市町村長ノ證明ニ代フルニ、館長ノ證明ヲ以テシ同第三號ニ該當スル者ハ證書ニ代フルニ第三號書式ノ保證書ヲ以テスヘシ

第十六條 圖書携出券ノ有効期間ハ交付ノ日ヨリ起算シ一ケ年トス

第十七條 圖書携出券ヲ亡失シタルトキハ直ニ其ノ旨館長ニ届出テ再渡ヲ請求スヘシ

第十八條 携出閲覧料ハ一ケ年金五拾錢トス但シ前條ニ依ル再渡ノ場合ハ其ノ都度手數料金拾錢ヲ納付スヘシ

前項料金ハ納付後何等ノ事由アルモ之ヲ返付セス

第十九條 携出閲覧人携出券交付當時ノ資格ヲ失ヒタルトキハ爾後其ノ携出券ヲ無効トス

前項ノ場合ニ於テハ三日以内ニ携出券ヲ返納スヘシ

第二十條 第十七條又ハ前條ノ手續ヲ怠リタルカ爲本館ニ損害ヲ與ヘタル場合ハ該携出券記名者若クハ保證人ニ於テ之カ賠償ノ責ニ任スヘシ

第二十一條 携出シ得ヘキ圖書ハ携出圖書目錄登載ノモノニ限ル但シ目錄登載ノ圖書ト雖モ本館ノ都合ニ依リ携出ヲ計サ、ルコトアルヘシ

第二十二條 圖書ヲ携出シ又ハ返納セントスルトキハ優待券若クハ携出券ヲ係員ニ差出スヘシ

携出ニ際シテハ携出閲覧票ニ指定ノ事項ヲ記入捺印スヘシ

第二十三條 同時ニ携出シ得ヘキ圖書冊數ハ左ノ定限内トス

和裝ニ在リテハ 二種 六冊

洋裝ニ在リテハ 二種 二冊

前項圖書ノ冊數ハ和洋併借スル場合ハ和裝三冊ヲ以テ洋裝一冊ニ算ス

第二十四條 圖書ノ携出期間ハ十日トス但シ本館ノ都合ニ依リ期間内ト雖モ返納セシムルコトアルヘシ

第二十五條 携出圖書ノ冊數又ハ圖書携出期間ニツキ館長ノ特許ヲ受ケ第二十三條又ハ前條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第二十六條 携出券優待券若クハ携出圖書ハ他人ニ貸與スルコトヲ許サス

第二十七條 携出圖書ノ返納ヲ怠リ又ハ前條ノ規定ニ違反シタル者ハ爾後其ノ携出券優待券ヲ無効トス

第四章 巡回文庫

第二十八條 巡回文庫ハ郡市役所、縣立學校、公立圖書館中ニツキ之ヲ廻付シ

地方公衆ニ携書閱覽ノ便ヲ與フルモノトス

第二十九條 郡市役所縣立學校、公私立圖書館ニ於テ巡回文庫ノ廻付ヲ希望スルトキハ其ノ旨館長ニ請求スヘシ

第三十條 郡市役所ニ於テハ公衆ノ閱覽ニ供スル爲便宜ノ場所ニ閱覽所ヲ設ケ豫メ閱覽及携出ニ關スル規程ヲ定メ館長ノ承認ヲ受クヘシ其ノ變更ノ場合亦同シ

第三十一條 縣立學校及公私立圖書館ニ在リテハ校內若シハ館內ニ於テ巡回文庫ヲ閱覽セシムル外之ヲ他ニ廻付スルコトヲ得ス

第三十二條 巡回文庫ノ使用期間ハ廻付ヲ受ケタル月ヨリ起算シ三箇月以内トス

第三十三條 巡回文庫ハ其ノ廻付ヲ受ケタル郡市長、縣立學校長、公私立圖書館長之ヲ管理スヘシ

第三十四條 巡回文庫ノ廻付ニ要スル費用ハ請求者ノ負擔トス但シ時宜ニ依リ館費ヲ以テ支辨スルコトアルヘシ

第三十五條 巡回文庫ノ閱覽人ニシテ圖書ヲ亡失又ハ汚損シタルトキハ本則

第七條ノ規定ハ之ヲ管理者ニ適用ス

第五章 圖書寄贈

第三十六條 圖書ヲ寄贈セントスル者ハ其ノ圖書名、員數、價格、住所及氏名ヲ記載シタル書面ヲ差出シ豫メ館長ノ許諾ヲ得現品ヲ送致スヘシ

第三十七條 寄贈ヲ受ケタル圖書ニハ寄贈者ノ氏名及寄贈ノ年月日ヲ標記シテ其ノ好意ヲ永遠ニ傳フ但シ匿名者又ハ第三十七條ニ依リ許諾ヲ得サル者ノ寄贈ニ係ル圖書ハ適宜ノ處置ヲナスヘシ

第三十八條 圖書ノ寄贈ニ要スル費用ハ寄贈者ノ負擔トス但シ時宜ニ依リ館費ヲ以テ支辨スルコトアルヘシ

第六章 圖書委託

第三十九條 公衆ノ閱覽ニ供スル目的ヲ以テ本館ニ圖書ヲ委託セントスル者ハ委託願書ニ其ノ目錄、冊數、住所、氏名ヲ詳記シ館長ノ承諾ヲ得タル後現品ヲ送付スヘシ

前項圖書ニ對シテハ本館ヨリ受託證ヲ交付ス

第四十條 委託圖書ノ運賃ハ委託者ノ負擔トス但シ時宜ニ依リ館費ヲ以テ支辨スルコトアルヘシ

第四十一條 委託圖書ハ本館所藏ノ圖書ト同一ノ取扱ヲ爲スヘシ但シ館外ノ携出ヲ許サス

第四十二條 委託圖書ハ委託者ノ請求又ハ本館ノ都合ニ依リ隨時之ヲ返付ス

第四十三條 委託圖書ヲ毀損又ハ亡失シタルトキト雖モ本館ノ重大ナル過失ニヨルニアラサレハ其ノ責ニ任セス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之レヲ施行ス

明治四十二年三月縣令第八號ハ本則施行ノ日ヨリ之レヲ廢止ス

(第一號書式)

携出券交付願

私儀貴館ノ圖書携出閱覽致度候ニ付携出券御交付相成度別紙證書(保證書)印

鑑及携出閱覽料相添此段相願候也

住所、族籍、職業

年 月 日

氏

名 印

生年月日

宮城縣立圖書館長氏名殿

(第二號書式)

印 紙

證 書

私儀貴館ノ圖書携出閱覽御許可相成候ニ付テハ貴館規則ヲ確守可致携出圖書ヲ亡失汚損シタル場合ハ貴館長ノ指示ニ從ヒ直ニ辨償可致候也

住所、族籍、職業

年 月 日

氏

名 印

生年月日

宮城縣立圖書館長氏名殿

右者直接國稅年額參圓以上ヲ納ムル者ニ相違無之候也

年月日

市町村長 氏

名印

(第三號書式)

印紙

保證書

住所、族籍、職業

氏

名

生年月日

右者貴館ノ圖書携出閱覽御許可相成候處貴館規則ヲ確守可爲致ハ勿論携出圖書ノ亡失又ハ汚損ニツキテハ貴館長ノ指示ニ從ヒ拙者ニ於テ辨償可致候也

住所、族籍、職業

保證人 氏

名印

年月日

生年月日

宮城縣立圖書館長氏名殿

右保證人ハ直接國稅年額參圓以上ヲ納ムル者ニ相違無之候也

年月日

仙臺市長 氏

名印

宮城縣立圖書館規程

第一條 宮城縣立圖書館ニ左ノ職員ヲ置ク

館長

司書

書記

第二條 館長ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ館務ヲ掌理シ所屬職員ヲ統督ス

第三條 司書ハ館長ノ命ヲ承ケ圖書、記録ノ整理、保存及閱覽ニ關スル事務ニ從事ス

第四條 書記ハ館長ノ命ヲ承ケ庶務、會計ノ事務ニ從事ス

第五條 圖書、記録ノ選定若クハ分類等ニ關シ必要アルトキハ館長ハ知事ノ許可ヲ得テ臨時ニ囑托員ヲ置クコトヲ得

附 則

本規程ハ發布ノ日ヨリ施行ス

宮城縣立圖書館館長職務章程

第一條 館長ハ特別ノ規程アルモノ、外此ノ規程ニ依リ其ノ職務ヲ執行スヘシ

第二條 左ノ事項ニ關シ館長ハ意見ヲ知事ニ具申スルコトヲ得

一、圖書館々則ノ設定及改廢

二、職員ノ進退、賞罰並縣外出張

第三條 左ノ事項ハ知事ノ認可ヲ受ケ館長之ヲ施行ス但シ臨時休館ニシテ急速ヲ要スル場合ハ處分後直ニ報告スルコトヲ得

一、臨時休館

二、職員ノ願伺

第四條 左ノ事項ハ館長之ヲ專行ス但シ第一號乃至第四號ハ處分後知事ニ開申スヘシ

一、館内細則ノ設定、改廢

二、職員ノ縣内出張

三、職員ノ除服出仕

四、豫算定額内ニ於テ使用スル雇員ノ進退賞罰

五、圖書ノ選擇購入

六、成規ニ依ル犯則者處分

第五條 館長事故アルトキハ上席司書其ノ職務ヲ代理スヘシ

第六條 前各條ニ明記セサル事項ト雖モ重要ト認ムルモノハ經伺ノ上處分スヘシ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十二年七月訓令第四十二號館長職務章程ハ本規程施行ノ日ヨリ廢止ス

宮城縣立圖書館處務細則

第一章 分科

第一條 本館ニ左ノ係ヲ置ク

- 一 目錄係
- 一 藏書係
- 一 貸付係
- 一 巡回文庫係
- 一 博物係
- 一 會計係
- 一 庶務係

第二章 分掌

第二條 各係ノ分掌事項左ノ如シ

目錄係

宮城縣立圖書館處務細則

細則一

- 一 購入廢棄寄贈及委託圖書ノ調査選擇ニ關スル事項
- 一 目錄ノ編成整理ニ關スル事項
- 一 藏書係
- 一 圖書ノ收受整理及保管ニ關スル事項
- 一 書庫ノ整理ニ關スル事項
- 一 圖書原簿ノ保管整理ニ關スル事項
- 一 藏書印ノ保管ニ關スル事項
- 一 製本裝釘ニ關スル事項
- 一 藏書ノ統計ニ關スル事項
- 一 貸付係
- 一 閱覽室ノ設備整理及閱覽室用備品ノ保管ニ關スル事項
- 一 圖書ノ出納及館外携出ニ關スル事項
- 一 閱覽統計ニ關スル事項
- 一 閱覽室內ノ揭示及閱覽案内ニ關スル事項

- 一 未裝釘ノ新聞雜誌及講義録ノ整理保管ニ關スル事項
- 一 出納手ノ監督ニ關スル事項

巡回文庫係

- 一 巡回文庫ノ編成ニ關スル事項
- 一 巡回文庫ノ收受發遣ニ關スル事項
- 一 巡回文庫ニ屬スル圖書ノ選擇保管及整理ニ關スル事項
- 一 巡回文庫ノ統計ニ關スル事項

博物係

- 一 陳列品ノ選擇及管理ニ關スル事項
- 一 陳列品ノ解説ニ關スル事項
- 一 陳列品ノ統計ニ關スル事項

會計係

- 一 經費豫算及決算ニ關スル事項
- 一 物品ノ購入及拂下ニ關スル事項

- 一 諸收入ノ徵收及支拂ニ關スル事項
- 一 保證金ニ關スル事項
- 一 物品ノ出納保管修繕及整理ニ關スル事項
- 一 營繕ニ關スル事項
- 一 電燈電話及給水ニ關スル事項
- 一 職工人夫其他傭人ノ監督ニ關スル事項
- 一 館内衛生及取締ニ關スル事項
- 一 會計ノ報告ニ關スル事項

庶務係

- 一 館内ノ紀律及儀式ニ關スル事項
- 一 諸規則類ノ制定變更ニ關スル事項
- 一 館印職印及鎖鑰ノ保管ニ關スル事項
- 一 文書ノ收受發遣ニ關スル事項
- 一 文書ノ整理保存ニ關スル事項

- 一 職員ノ願伺届等ニ關スル事項
 - 一 監視人及小使ノ監督ニ關スル事項
 - 一 年報及一覽其他諸報告ニ關スル事項
 - 一 閱覽人受付及館外携出券交付ニ關スル事項
 - 一 當直ニ關スル事項
 - 一 優待券ニ關スル事項
 - 一 評議員會ニ關スル事項
 - 一 他係ノ主管ニ屬セサル事項
- 第三條 各係ニ主任及係員ヲ置ク
主任及係員ハ館長之ヲ命ス
- 第四條 主任ハ館長ノ命ヲ受ケ所屬事務ヲ主掌ス
係員ハ主任ノ指揮ヲ受ケ事務ニ従事ス

第三章 處務順序

第五條 各係主管ニ屬スル事務ノ執行又ハ處理ニ就キ館長ノ決裁ヲ受クヘキ

モノハ總テ司書ヲ經由スヘシ

第六條 事務ノ主管ニ就キ疑アルモノハ館長ノ指定ニ據ルヘシ

第七條 主管ニ屬スル文書ノ起案及淨書ハ各係ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第八條 各係主管ニ屬スル事務ニ就キ他係ニ關聯スルモノハ特別ノ場合ヲ除

クノ外其事務ニ直接關係アル係ニ合議スヘシ

第九條 前條合議ノ事件ニ就キ係ノ意見合致セサルトキハ館長又ハ司書ノ指揮ヲ受クヘシ

第十條 緊急ノ事件ニシテ普通ノ手續ヲ爲スノ暇無キトキハ館長又ハ司書ノ指揮ヲ受ケ便宜ノ處置ヲ爲スヘシ

此場合ニ於テハ施行後直ニ所定ノ手續ヲ爲スヘシ

第十一條 文書ノ往復ハ館長命ヲ以テスヘシ但事ノ輕易ナルモノハ便宜館名ヲ以テスルコトヲ得

前項文書ニハ總テ左ノ符號ヲ付スヘシ

〔圖第 號〕

第四章 圖書取扱手續

第十二條 目錄係ニ於テ購入又ハ廢棄スヘキ圖書ノ調査撰擇ヲ了シタルトキハ注文又ハ廢棄目錄ヲ作成シ會計係ニ回付スヘシ

會計係ニ於テ前項目錄ノ回付ヲ受ケタルトキハ直ニ購入又ハ廢棄ノ手續ヲナスヘシ

第十三條 購入圖書到達シタルトキハ藏書係之ヲ點檢捺印シ目錄係ノ分類決定ヲ受ケタル後之ヲ函架ニ排列スヘシ

目錄係ハ藏書係ヨリ前項ノ排列通知ヲ受ケタルトキハ直ニ各種ノ目錄ヲ整理スヘシ

第十四條 寄贈又ハ委託圖書ノ取扱ニ付テハ前二條ノ手續ヲ準用ス

第十五條 製本裝釘ノ手續ハ第十二條ノ規定ヲ準用ス

第五章 服務心得

第十六條 館員就職シタルトキハ直ニ履歷書及宿所届ヲ差出スヘシ改氏名轉居ノトキ亦同シ

第十七條 館員ハ一定ノ時限迄ニ登館シ直ニ出勤簿ニ捺印スヘシ

第十八條 館員病氣ノ爲缺勤セントスルトキハ登館時間迄ニ其事由ヲ詳記シ館長ニ届出ツヘシ但缺勤七日以上ニ亘ルトキハ七日毎ニ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第十九條 館員遲參シ又ハ早退セントスルトキハ其事由ヲ申出館長ノ承認ヲ受ケ遲參早退簿ニ記入ヲ受クヘシ

第二十條 館員喪ヲ服スルトキハ其續柄ヲ詳記シ其旨館長ニ届出ツヘシ

第二十一條 館員父母ノ祭日ニ當リ休暇セントスルトキハ其旨館長ニ届出ツヘシ

第二十二條 館員轉地療養其他ノ事由ニ依リ任地ヲ離レントスルトキハ其日限ヲ定メ豫シメ館長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十三條 館員ノ身上ニ關スル願伺届ニシテ知事ニ差出スヘキモノハ總テ館長ヲ經由スヘシ

第二十四條 館員出張ヲ命セラレタルトキハ歸館後直ニ書面又ハ口頭ヲ以テ

館長ニ復命スヘシ

第二十五條 館員事務繁劇又ハ急施ヲ要スル事件アルトキハ休日又ハ時限外ト雖トモ執務スヘシ

第二十六條 館員轉任又ハ休退職ノ場合ニ在テハ事務引繼書ヲ作り館長ノ指命セル職員ニ引繼キ係主任ノ檢閲ヲ受ケ其旨連署ヲ以テ館長ニ届出ツヘシ

第六章 當直心得

第二十七條 當直ハ之ヲ分チテ日直及宿直ノ二トス

第二十八條 日曜ノ日直ハ司書及書記中ノ一名之ニ當リ其他休日ノ日直ハ職員交代ヲ以テ之ニ充ツ

第二十九條 職員(司書及女子職員ヲ除ク)ハ交代ヲ以テ毎日一人宿直ノ任務ニ服スヘシ

第三十條 日直ノ勤務ハ出勤時限ヨリ退館時限迄トシ宿直ノ勤務ハ退館時限ヨリ翌日出勤時限マテトス

第三十一條 當直員ハ文書及圖書ヲ收受シ監視人又ハ小使ヲ監督シ館内外ノ

宮城縣立圖書館處務細則

細則一〇

取締ニ任シ非常時變ノ場合ニアリテハ臨時ノ處置ヲナスヘシ
 第三十二條 當直員ハ其當直中ニ於ケル一切ノ事件ヲ當直日誌ニ記載シ收受
 ノ文書圖書ト共ニ次直員又ハ主任者ニ引繼クヘシ但至急ヲ要スト認メタル
 モノハ直ニ相當ノ處置ヲ爲スヘシ

職員

館長事務取扱宮城縣事務官	古	山	飯	谷	高	船	相	亘	三	鈴
	宇	中	塚	津	橋	船	澤	理	井	木
	田		清	利	龍	隆	七		よ	芳
	晶	樵	通	知	之	彌	右	襄	し	藏
					進	衛	衛			
						門	門			
司書										
囑託書										
書記										
書記										
雇手										

職員

建築設備費寄附者

宮城縣	桃生郡前谷地村
仙臺市	上杉山通
同	北目町通
同	定禪寺通櫓町
同	大町四丁目
同	大町五丁目
宮城縣	宮城郡七郷村
仙臺市	東四番丁
同	東四番丁
同	大町五丁目
同	新坂通

建築設備費寄附者

齋藤	善右衛門
伊澤	平左衛門
荒井	泰治
橋本	忠次郎
八木	久兵衛
藤崎	三郎助
早川	智寛
谷井	せき
松良	盤植
佐々木	重兵衛
細谷	徳治

建築設備費寄附者

仙臺市東八番丁
同 大町五丁目
同 東一番丁
同 二日町
同 南町
同 東二番丁
同 東二番丁
同 東二番丁
同 停車場前
同 南町
同 鐵砲町
同 裏五番丁
同 國分町

片倉勝衛四
大内源太右衛門
宮崎こご
高橋喜右衛門
小西儀助
磯野佐一郎彙
菅野
大泉林之丞
若生倉造
吉田由右衛門
白石廣造
針生久助

建築設備費寄附者

同 國分町
同 國分町
同 東一番丁
同 東二番丁
同 裏五番丁
同 名掛町
同 北材木町
同 良覺院丁
同 良覺院丁
同 定禪寺通
同 新傳馬町
同 東一番丁

菊地平五郎
大泉梅治郎
今泉民吉
清野喜平治
水野時四郎
野澤百藏
新野藤藏
佐藤源助
佐藤二郎
佐藤昌治
高木清兵衛
伊藤小三郎五

同	仙臺市片平丁
同	定禪寺通
同	八幡町
同	大町三丁目
同	南染師町
同	國分町
同	片平丁
同	元鍛冶町
同	河原町
同	東一番丁
同	大町三丁目
同	良覺院丁

岩崎總十郎
板垣辰三郎
天江勘兵衛
角田專治
青山テイ
橋本久太夫
安積彌六郎
鈴木弘
針生權十郎
一力健二郎
横山勤助
朴澤三代治

同	新傳馬町
同	片平丁
同	大町三丁目
同	南田町
同	立町
同	東三番丁
同	木町末無
同	東二番丁
同	南町
同	河原町
同	肴町
同	大町五丁目

櫻井伊之助
青山秀治郎
松田新兵衛
遊佐忠四郎
龜田兵治
三島駒治
尾形安平
伊藤清次郎
鈴木喜三郎
針生德二郎
畑谷六助
菱沼清吉

大正二年二月九日印刷
大正二年二月十一日發行

宮城縣立圖書館

仙臺市南町四十二番地

印刷者 股野七郎

仙臺市南町四十二番地

印刷所 東北活版社

電話六〇一番

終

